

海運問題研究会組織規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人日本海事センター（以下「本センター」という。）に、海事に関する調査研究・政策提言等の事業を適切かつ効果的に実施するため、海運問題研究会（以下「研究会」という。）を設置し、その組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 研究会には、調査研究・政策提言等の事業の基本方針、総合戦略等について審議する場として、総合企画会議を置く。

2 総合企画会議のもとに、各重点テーマに対応した委員会を設置するものとする。

3 委員会の設置及び改廃は、総合企画会議が定めるものとする。

(構成)

第3条 総合企画会議及び各委員会は、学識経験者、官界及び業界の関係者が委員となり、これを構成する。

第4条 研究会会長は、本センターの会長が委嘱する。

2 総合企画会議の委員及び各委員会の委員長は、研究会会長の同意を得て、本センターの会長が委嘱する。

3 各委員会の委員は、当該委員会の委員長の同意を得て、本センターの会長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。期半ばで就任した委員の任期は、他の委員の残任期間と同様とする。

(会議)

第5条 研究会会長は、総合企画会議を招集し、議長としてその会議の議事を整理する。

2 各委員会の委員長は、当該委員会を招集し、議長としてその会議の議事を整理する。

3 研究会会長又は各委員会の委員長に事故があるときは、あらかじめ研究会会長又は当該委員会の委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第6条 研究会会長又は各委員会の委員長は、必要に応じ、委員以外の者を臨時に当該会議に出席させることができる。

2 研究会会長及び各委員会の委員長は、必要があるときは、その委員の代理者を当該会議に出席させることができる。

第7条 研究会に関する事務は、本センター企画研究部が行う。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 26 日から施行する。